

鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合ワゴン乗車賃助成金交付要綱

第1条中「かのや市乗合タクシー」を「かのや市乗合ワゴン」に改める。

第2条中「かのや市乗合タクシー」を「かのや市乗合ワゴン」に、「乗合タクシー助成金」を「乗合ワゴン助成金」に改める。

第3条第1項中「乗合タクシー助成金」を「乗合ワゴン助成金」に、「次に掲げる額を合計した額で」を「、次に掲げる額を合計した額の」に改め、「2分の1」の次に「以内」を加え、同項第1号中「ICバスカード」を「バス乗車ICカード（以下「ICバスカード」という。）」に改め、同項第2号中「乗合タクシー」を「かのや市乗合ワゴン」に改め、同条第2項第2号中「鹿屋市高齢者運転免許証自主返納者タクシー利用券、鹿屋市重度障害者タクシー利用券」を「鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第92号）第6条の鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（令和5年鹿屋市告示第72号）第2条第1号のタクシー利用券」に、「乗合タクシー」を「かのや市乗合ワゴン」に改め、同条第3項中「毎年度」を「毎年」に改める。

第4条第1項中「鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付申請書」を「鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合ワゴン乗車賃助成金交付申請書」に改め、同条第2項中「バス乗車ICカード（以下「ICバスカード」という。）」を「ICバスカード」に改める。

第5条第1項中「規定により申請があったとき」を「申請があった場合」に、「適当」を「助成金等を交付することが適当である」に、「振り込み」を「振込み」に改め、同条第2項中「鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付却下通知書」を「鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合ワゴン乗車賃助成金交付却下通知書」に改める。

第6条中「本人」を「申請者本人」に改める。

第7条中「本人以外の者が前条のICバスカードを使用」を「申請者が前条の規定に違反」に改める。

別記第1号様式中「かのや市乗合タクシー」を「かのや市乗合ワゴン」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合ワゴン乗車貸助成金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合ワゴン乗車貸助成金については、下記の理由により支給できないので、通知します。

記

理 由

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間において、助成対象者が自己負担した改正前の鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合タクシー乗車賃助成金交付要綱第3条第1項第2号の額は、改正後の鹿屋市敬老バス及びかのや市乗合ワゴン乗車賃助成金交付要綱第3条第1項第2号の額とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。